



กรมสรรพากร
THE REVENUE DEPARTMENT



国際ビジネスセンター (IBC)の業務範囲と 税制上の優遇措置

タイ国財務省国税局

2022年10月26日

IBC とは？

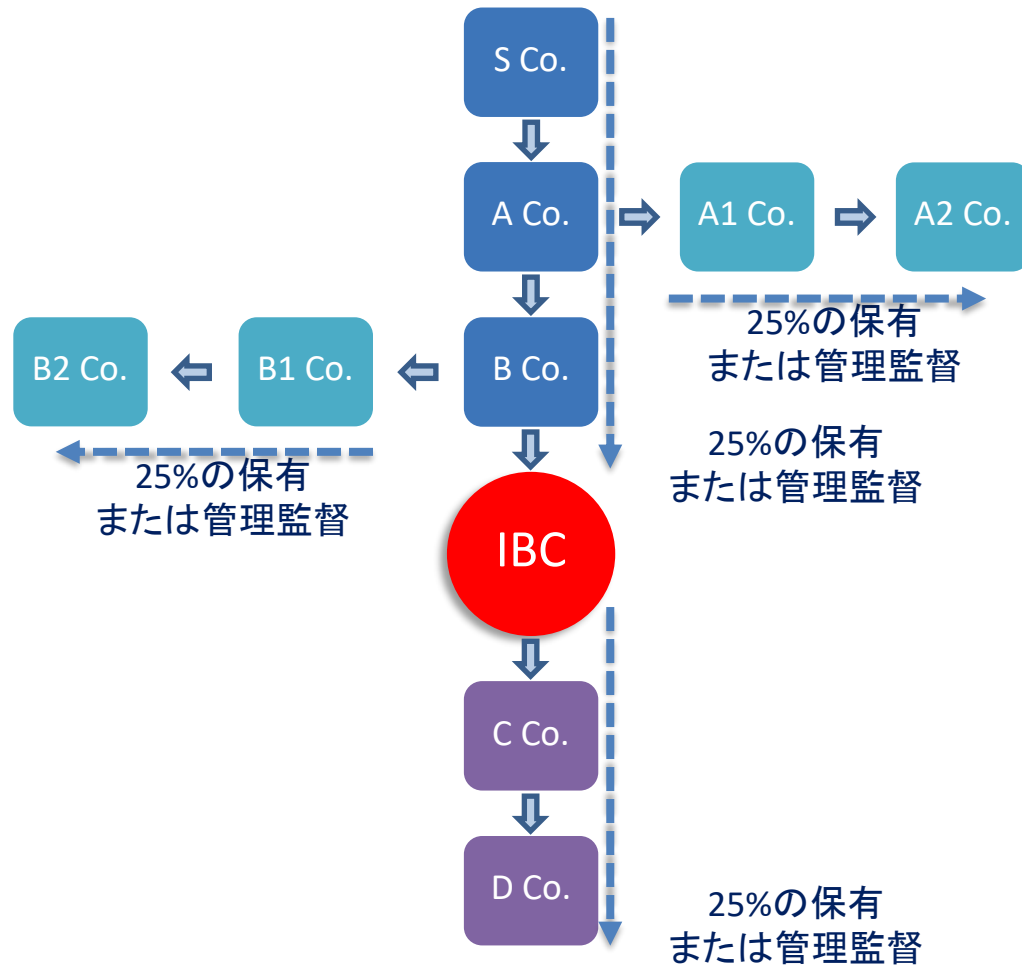
関連会社に対し、
管理サービス、技術面のサービス、支援サービス
または財務管理サービスを提供するか、
国際貿易事業を行う、
タイの法律に基づいて設立された企業

統括本部
事業

認可
財務センター
事業

国際貿易
事業

関連会社



IBC の総資本の 25% 以上の株式を直接的または間接的に保有する会社

Box 1

IBCを管理または監督する権限を持つ会社

Box 4

IBCが直接的または間接的に総資本の25%以上の株主である会社

IBCが管理または監督する権限を持つ会社

Box 1の会社が総資本の25%以上の直接的または間接的な株主である会社

Box 4 の会社が管理または監督する権限を有する会社

法人所得税の優遇措置

- 該当する事業からの純利益にかかる法人所得税の減税
- IBCの税制上恩典に該当する所得とは
 - タイ国内外の関連会社に対する管理サービス、技術面のサービス、支援サービスまたは財務管理サービスから得られる利益
 - タイ国内外の関連会社から受け取るロイヤルティーのうち、タイ国内において行われた技術研究開発の結果得られたロイヤルティー

法人所得税の優遇措置 (続き)

- 国際貿易事業からの収益は含めない
 - 国際貿易事業の場合、個人所得税にかかる恩典のみ
- 法人所得税の軽減税率
 - IBCがタイ国内の受領者に対し会計年度内に6,000万バーツの運営費用を支払った場合には8%
 - IBCがタイ国内の受領者に対し会計年度内に3億バーツの運営費用を支払った場合には5%
 - IBCがタイ国内の受領者に対し会計年度内に6億バーツの運営費用を支払った場合には3%
- タイ国内外の関連会社から受け取る配当金にかかる法人所得税を免除

特定事業税の優遇措置

- タイ国内外の関連会社に対し財務管理サービスを提供することにより得られる総収入にかかる特別事業税(SBT)の免除

源泉徴収税額の優遇措置

- IBCの奨励企業が、外国の法律に基づいて設立されタイ国内で事業を行わない会社または法人パートナーに支払う配当金に対する源泉徴収税を免除
- IBCの奨励企業が外国の法律に基づいて設立されタイ国内で事業を行わない会社または法人パートナーに支払う利子にかかる源泉徴収税を免除。但し、IBCが財務管理サービスとして、タイ国内外の関連会社に貸し付けるために借りた金額にかかる利子に限る

個人所得税の優遇措置

- IBC 事業に従事する外国人駐在員*の個人所得税の税率を累進税率 (最大 35%) から 15% に減税
- * 源泉徴収後、国税法第50条(1項) に従って計算されたIBC事業からの所得が、15%を超える税率の場合に、一律15%が適用される

期間

- 15会計年
- IBCの認可を受けた翌年の会計年度から、税制上の優遇措置を開始するか、あるいは、
- IBCの認可を受けた年度から税制上の優遇措置を開始する。この場合初年度は12カ月未満となる

申請

- オンラインでの申請
 - 事業計画、タイ国内外の関連会社の詳細、その他関連資料をオンラインで提出
- * 会社は統括事業または財務センター事業の税制優遇措置を申請している場合にのみ
国際貿易事業の部分の個人所得税恩典の申請が可能

申請要件

- 払込資本金(Paid-up capital)が1,000万バーツ以上であること
- IBCに必要とされる知識および技能を持つ従業員を10人以上 雇用すること。ただし、関連企業への財務センター事業のみのIBCの場合は、知識および技能を持つ従業員を5人以上雇用すること

税金の減税・免除要件

- 払込資本金(Paid-up capital)が1,000万バーツ以上であること
- IBCに必要とされる知識および技能を持つ従業員を10人以上雇用すること。
ただし、関連企業への財務センター事業のみのIBCの場合は、知識および技能を持つ従業員を5人以上雇用すること
- 一会計年度中にタイ国内の受領者に支払われた支出が少なくとも 6,000 万バーツあること
- 国内外の関連会社に対して、管理サービス、技術面のサービス、支援サービスまたは財務管理サービスを提供すること

税金の減税・免除要件

- 国税局長により規定されるその他の規制に準ずる (No. 13) B.E. 2562 (2019)
 - * IBCで奨励を受けた企業が、会計年度中に条件を満たせない項目が一つでもある場合、その会計期間における税制上の優遇措置を受ける権利は一時的に停止される
 - ** IBCの税金の減免措置が2会計年度続けて停止された場合または、IBCで奨励を受けた企業がIBCの事業体であるとみなされない場合、国税局長の権限において、最初の会計年度より税金の減免措置を取り消すことがある



กรมสรรพากร
THE REVENUE DEPARTMENT

